

城南市民センターご利用に係る キャンセル料の取扱いについて

「福岡コロナ警報」または「福岡コロナ特別警報」が発動中に新型コロナウイルスを理由として、施設利用の中止や延期の申請が行われた場合、**キャンセル料は不要**（納付済みの使用料は全額返金）とします。

※キャンセルにあたっては、**利用取り止め届の記入提出が必要**です。

【期 間】 令和4年7月6日(水)キャンセル申請分以降

なお、会議室やホール等の収容人数制限などにつきましては、現在の対応を継続します。

城南市民センターTEL:092-862-2141